

ふくしまの看護 将来ビジョン 2040

1 福島県の現状と 2040 年に向けて

1) 社会の現状と 2040 年に向けて

(1) 県の人口等

- ① 福島県の人口は、令和 7(2025)年 7 月現在 1,722,143 人で、平成 10(1998)年の 214 万人をピークに減少傾向が続いており、2040 年には 145 万人になると予想されています。

人口減少の主な理由は、少子高齢化による自然減と、若い世代の県外転出による社会減となっており、若年層（15 歳～24 歳）の半数以上が首都圏（1 都 3 県）へ転出しています。

また、進学や就職を機に若者、中でも女性の流出が多くなっており、2018 年から 2023 年の婚姻数の減少率は 27.1%で全国ワースト 3 位であり、未婚率の上昇や出生数の減少に繋がっています。東日本大震災の避難による人口流出も影響し、現在も構造的な要因が続いています。

- ② 高齢者（65 歳以上人口）の総数は、令和 7(2025)年 9 月現在、57 万 7,609 人で、高齢化率が 34.2%で、前年に比べ 564 人の減、0.4 ポイントの増となっています。

市町村別で最も高齢化率が高いのは金山町の 60.3%で、次いで川内村（57.2%）、昭和村（56.8%）の順、最も低いのは西郷村（27.6%）、次いで鏡石町、大玉村（29.2%）、郡山市（29.5%）の順となっています。高齢者数は 2060 年には生産年齢人口を上回り、2070 年には高齢化率が 48.4%になると推計されています。

- ③ 生産年齢人口は、令和 6(2024)年 1 月時点で 962,382 人であり、過去 25 年間で約 40 万人減少しています。また、就業者数は、令和 7(2025)年 6 月現在 87.3 万人で、平成 7(1995)年の 108.7 万人をピークに減少しており、2040 年には 66.5 万人になると予想されています。

このため、人口減による消費市場の縮小や、就業者減による人手不足の進行などの影響により、地域経済の活力低下が懸念されます。

(2) 地域社会への影響

- ① 人口減による影響として、地域の商店街、コンビニエンスストア等において、店舗数の減少や営業時間の短縮など、これまでの便利なサービスの維持が困難になることも予想されます。

また、学校や地域コミュニティの維持が難しくなるほか、特に過疎地域においては、買い物や生活交通、医療・子育て・教育など、日常生活に不可欠なサービスの維持が困難となることが懸念されます。

高齢者などの情報弱者にとって支援情報へのアクセスは難しく、制度の活用が課題となっています。

- ② 避難地域においては、避難者数が平成 24(2012)年 5 月の約 16 万人をピークに減少していますが、今も約 26,000 人（令和 6(2024)年 11 月現在）の方が県内外で避難を続けています。

復興・再生に向けた相双地区の医療施設や公共施設の建築等の取組など進展していますが、依然として地域の再生や風評・風化など課題があります。産業・生業の再生を始め生活環境のインフラ整備など地域の実情に配慮した対応が求められます。

さらに、一人ひとりに寄り添った在宅支援として、見守りや相談支援事業のような伴走型支援で溝を埋めることが必要です。

「被災者に寄り添う支援」を続ける中、重要なことは専門職等をよりよく機能させること。そしてその専門職が真に機能するためには、医療・看護・福祉・法律・建築・行政など、あらゆる専門職や地域の多様な主体が互いに連携し合うことが不可欠です。

(3) 社会保障

社会保障費負担の増大

- ① 本県の医療費・介護費用は、令和 3(2021)年の 8,065 億円から令和 12(2030)年に 9,020 億円に増加すると見込まれますが、これ以降 65 歳以上の人口が減少に転じることから、2040 年に 8,762 億円となり、将来的には医療・介護需要の縮小が予想されます。

- ② 社会保障費が増加する一方でこれを支える世代（主に生産年齢人口）が減少するため、一人当たりの社会保障費の負担が増加すると見込まれます。負担が過大になれば、社会保障の制度そのものの維持が困難になるおそれも懸念されます。

（４）変化への対応

こうした人口減少が進む中、社会全体の経済や生産性の維持・向上のためには、ICT や AI 等による技術革新や業務の更なる効率化、新たな分野への設備投資など変化する社会に対応した取組が求められます。

２） 医療・看護の現状と 2040 年に向けて

（１）人材の確保・定着、労働環境の改善

- ① 福島県の看護職員の就業者数（常勤換算）は、令和 6（2024）年度 24,080 名であり、県需給計画の見込数に対する達成率は 99.7%となっています。全国平均で平成 10（2010）年から令和 2（2020）年にかけて人口 10 万人当たり 225.3 人増加しているのに対し、県では 203.6 人の増加となっています。

看護職の離職率は日本看護協会の調査では、令和 5（2023）年度正規雇用全国平均 11.3%、県 9.2%、新卒者全国平均 8.8%、県 7.9%、既卒者全国平均 16.1%、県 15.4%であり、福島県は全国平均より下回っていますが、結婚や子育て等に伴う離職や中堅看護職員の離職を予防することが重要です。

就業者の年齢別では、30 代未満の若手が少なく、50 歳以上の割合が高くなっています。また、プラチナナース（定年後看護師）の現状把握と活用が進んでいない状況です。

福島県看護協会では、ナースセンターが中心となり潜在看護師に対しての再就職支援事業や定年前の看護師を対象として定年後プラチナナースとしての働き方の研修、また、相双地域に特化して地域におけるプラチナナース研修会など実施していますが、今後は更に潜在看護職の再就業促進対策が重要です。

これまで、働き続けられる環境づくりとして、日本看護協会のガイドライン等の周知と理解を深めるための研修会等を開催してきましたが、看護職としてのキャリア形成やワーク・ライフ・バランスの推進、多様な働き方への更なる取組が必要です。

- ② 生産年齢人口の減少と若い世代の県外流出により、看護師等養成施設の定員充足率が 3 年課程で 83.4%と減少していますが、これまで、看護界への就業者数を増加させるため、「看護の出前講座」や「看護の日」普及啓発等により、若い世代への看護の魅力を発信してきました。

今後は、社会人も含めた入学の促進や新卒者の県内就業のほか、看護職が就業継続するためのニーズに合わせた生涯学習支援を行うことが必要です。

- ③ 特定行為研修修了者の活用は、看護の専門性発揮に資するタスク・シフト／シェアと労働環境の改善につながりますが、福島県内の特定行為研修修了者は令和 6（2024）年度末現在 323 名（県保健福祉部調べ）で、配置・業務整備・多職種理解の不足等が原因で役割が十分に発揮できていない現状があります。

研修受講の促進、研修修了者が活躍できるよう各関係機関との連携が求められます。

（２）病院から在宅へ、地域を支える在宅医療・訪問看護

- ① 医療提供体制は、地域の実情に応じて、病床の機能分化・連携に加え医療機関機能の明確化による医療機能の連携・再編・集約化が進みます。入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護の連携が必要となり、そのためには、その人らしい退院後の生活を見据えた計画性のある支援と地域他職種との調整等の力が必要です。

- ② 「その人らしさ」を尊重する看護実践を支える教育・情報共有の仕組みが求められます。そして、療養支援を支えるために、専門職としての役割発揮するためには、学習環境を整えていく必要があります。

また、専門職間の連携とコーディネーターとして役割を発揮するためには、看護管理者の育成が重要です。

- ③ 病院完結型医療から地域完結型医療への転換に向け、協会の各支部が行政等の会議に参加し、地域包括ケアシステムの構築推進に努めてきましたが、「医療と介護の連携」に関する取組が難しい現状があります。

介護給付・要介護認定の状況は、令和元（2019）年から要介護認定率が増加傾向にありましたが

令和 4（2022）年に約 1%減少し、令和 5（2023）年は横ばいとなっています。認定状況は、要介護 1 が最も多く、次いで要介護 2 となっており、要支援 1・2 及び要介護 2 が増加しています。

また、高齢者単身世帯の増加に伴う孤独死の増加や施設等での看取りが対応できないため病院に救急搬送されて亡くなることが多く、高齢者救急患者の増加により病院側の受け入れ困難な例も出ています。このような中、高齢化社会では医療情報の連携が進み、サポート体制としてオンライン診療・服薬指導が可能となります。そのためには、住民と医師とをつなぐ看護職の専門的知識・技術が重要となります。

医療・ケアと生活が一体化した地域完結型医療への転換を目指すための更なる戦略が必要です。

- ④ 外来の看護職による療養指導や相談対応、継続的なフォローアップは、治療の中断や急激な悪化を防ぎ入院に至ることなく治療をしながらの地域での生活の継続を可能にします。そして、外来での看護は、生活の場の訪問看護師や自治体保健師と医療とをつなぎ、人々の療養生活を支える要となる必要があります。治療と仕事等、日常生活との両立への需要が高まるため、それらの支援に向けて外来機能は更なる深化をします。

- ⑤ 医師の地域間の偏在や避難地域等の医療提供体制の課題があります。また、県内過疎地域は 59 市町村中 30 市町村が指定されており、へき地診療所数は、令和 7（2025）年 4 月現在 26 箇所となり、対応する医師の高齢化も進んでいます。

過疎・中山間地域・避難地域等の医療提供体制を維持し、住民が必要な医療サービスを受けながら安心して地域に住み続けられるよう、在宅医療・訪問看護を担う看護職は、患者のニーズに応じ医療・介護、障害福祉サービスを包括的に提供することが必要です。

医療の高度化・複雑化が進む中で、チーム医療に貢献できる専門性の高い看護職の養成と配置が重要であります。特に、在宅医療で重要な役割を担う特定行為研修修了者は、訪問看護師ステーションでは 26 人（令和 6（2024）年度）にとどまっています。専門看護師、認定看護師や認定特定看護師、ナースプラクティショナー（仮称）の在宅分野での活用促進が重要です。

- ⑥ 訪問診療を実施する病院・診療所数は、全国平均が人口 10 万当たり 18.3 施設に対し福島県は 16.3 施設となっており、全国平均より少なくなっています。また、訪問診療を受けた患者数は人口 10 万当たり 9,851.7 人で、全国平均を下回っています。
- ⑦ 福島県看護協会は、令和 7（2025）年 4 月より「訪問看護総合支援センター」を開設し、県内の訪問看護ステーションの人材育成や人材確保、経営支援を行っていますが、現状把握や介護分野への取組みが課題であり、今後、医療と介護の連携を図っていくための方策の検討が必要です。

（3）母子保健活動

- ① 未婚化・晩婚化・晩産化等の進行により子どもの数が減少するとともに、令和 5（2023）年度分娩取扱施設数は、平成 29（2017）年度に比べ 9 施設の減少となり、分娩の集約化が進んでいます。また、小児科の医師は、県全体の医師に占める割合が令和 2（2020）年 5.5%で、平成 30（2018）年に比べ減少しています。

- ② 県内どこにいても安心して子どもを出産することができるための医療連携や、居住地で個々にあった産後ケアの提供体制の整備が重要となります。

また、子どもの数が減少する中、一人ひとりの子どもを大切に支え、また、こども・若者から子育て当事者までを一体的かつ網羅的に支援すること、また、医療的ケア児は、令和 5（2023）年 4 月現在 298 人となっており、全国的にも増加しているため、すべての子供に対してその健やかな成長を社会全体で見守ることのできる体制整備が重要となります。

更に、若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うプレコンセプションケアの普及・啓発が重要です。

（4）地域住民の保健活動

- ① 県民の平均寿命は、令和 2（2020）年現在、男性 80.60 年で全国ワースト 3 位（全国平均 81.49 年）、女性 86.81 年で同 2 位（全国平均 87.60 年）となっています。

また、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、令和元（2019）年現在、男性 72.28 年で全国 35 位（全国平均 72.68 年）、女性 75.37 年で全国 30 位（全国平均 75.38 年）となっています。

- ② 健康寿命と平均寿命の差（不健康な期間）は、令和 2（2020）年現在男性 8.32 年、女性 11.44 年となっています。この期間をより短くするためには、平均寿命以上に健康寿命を延伸させることが

重要であり、その阻害要因となっているのは生活習慣病です。

県民一人ひとりが自身の生活習慣を見据えて主体的な健康づくりと予防の取り組みが必要です。その一つとして健康アプリ等で自身の健康管理をしていくことが必要です。

- ③ 令和 3 (2021) 年現在死因の第 1 位が悪性新生物、次いで心疾患、脳血管疾患の順となっています。急性心筋梗塞は、男女ともに全国ワースト 1 位となっており、その要因のひとつにメタボリック症候群があり、特に震災以降増加しています。

健康長寿のためには、フレイル予防についての認知度が重要ですが、令和 4 (2022) 年現在では 19.8%と低くなっています。また、喫煙率は令和 4 (2022) 年現在全国ワースト 1 位 21.4%となっています。

- ④ 健康問題に専門職の観点から技術・情報の提供を行い、病気の治療のみならず、発症予防及び重症化予防にもより大きな役割を担うことが期待されます。また、正しく分かりやすい情報やサービスの提供等により、地域住民の健康づくりに貢献することで、県民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める社会環境整備を担うことが期待されています。

- ⑤ 今後の活動として、地域格差・医療圏格差による健康課題には違いがあるため「地域における看護活動」を担う看護職と、「地域やコミュニティ全体への健康支援」を担う自治体保健師が協働し、「その地域に必要なことは何か」を検討し、その連携により生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制が重要となります。

また、協会の支部活動として、「まちの保健室」において多職種協働で地域住民の健康支援を行ってきましたが、さらに健康な生活の実現に向けた地域への貢献が必要となります。

(5) 災害等に備えた体制整備

- ① 福島県は東日本大震災を経験し災害に対する危機管理意識は高いと考えますが、災害時看護管理者として指揮した方々は退職し指揮体制が脆弱化している現状があります。こうした中、これまでも風水害・土砂災害の被害が繰り返し発生しています。

このような気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者が、主体的に防災・減災に取り組む必要があります。さらに、ハード面とソフト面が一体となった防災・減災・国土強靱化の取組を推進し、速やかに復旧・復興のステージに移ることができるよう平時から災害時に備えた体制整備が重要となります。

- ② 感染症を含む自然災害へ対応するため、災害支援ナースの新たな派遣体制が構築されましたが、これに基づき、日本看護協会、福島県、各病院及び看護協会が密接に連携し、それぞれの役割を發揮することが重要となります。

(6) 福島県看護協会の組織・経営

- ① 会員数は、令和 7 (2025) 年 7 月末現在 11,427 人で、令和 3 (2021) 年度の 12,604 人をピークに減少傾向が続いていますが、これは、特に若年層や小規模な病院等での入会率が低下していることが主要要因と考えられます。

- ② 会員数の減少等に伴い、協会の収支決算も厳しい状況が続いています。

入会者の維持・増加に向けた対策を立案・推進するとともに、現状を踏まえた実効性のある収入確保・支出削減に向けた一層の取り組みが必要です。

2 2040 年に向け「ふくしまの看護」がめざすもの

1) その人らしさを尊重する生涯を通じた支援

- ① 人々の「健康」という観点、そして「医療の視点」と「生活の視点」の双方から人々を支える「医療と生活の視点」を兼ね備えた看護が重要であります。

- ② 「最期を迎えるその時まで、その人らしい生き方を支援する」ことはどの時代においても一貫した看護の不変の理念です。看護職は、どのような場においても、どのような人に対しても、その人がどう生きたいかや価値観、どのような医療や介護を受けたいかなど、本人の考えを家族や医療・ケアチームとともにその時々において共有すること（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）が重要です。また、家族との合意形成や身寄りがない人への対応など支援のかたちも複雑化するなかで、どのような状況であってもその人らしい選択となるよう、看護職はあらゆる世代と対話し、意思の変化にも柔軟に本人主体のプロセスを支え、あわせて遺族に対するグリーフケアまでを一貫して支

援していきます。

- ③ 看護職は、胎児期から高齢期にいたる各時期の特性を踏まえ、また、現在につながる生活習慣や社会環境等、そして、その先をも見据え一人ひとりの人生に沿った健康支援を推進します。
- ④ ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の視点で、一人ひとりの個別性を重視し、生きがいや働きがいを持ち、病や心身の衰えなどへの不安を抱えながら働く人々に対しても、その人らしく社会生活との両立ができるよう支援します。
- ⑤ 少子化が進み、家庭を取り巻く課題は多様化していきます。看護職は、プレコンセプションケアから周産期の関わり、母子へのきめ細かな支援、こどもの成長に応じた健康支援、医療的ケア等、こどもを軸として医療・保健・福祉・教育、各分野との連携をはかり、こどもを産み育てる人々を支え、安心して子育てができる環境づくりの支援をします。
- ⑥ 人々が自身の健康への関心を高め、疾病予防や悪化防止、健康維持・増進に関わる行動ができるよう、ICT活用等による健康支援を目指します。
- ⑦ 新興感染症や震災の発生、気象災害など不測の事態では、危機的状況におかれた人々への支援が欠かせません。看護職はどのような場においても、人々の心身の健康をまもるため、その専門性を発揮して、状況に応じた最適な看護を提供します。
- ⑧ 災害時の看護支援活動においては、住民をはじめ行政や保健・医療・福祉機関等、他機関・他組織との連携、看護職同士の連携をはかり、人々の生命と暮らしをまもります。また、看護職は、健康に関するリスクの周知、健康への影響の低減など事前的対処にも貢献します。
- ⑨ 復興・再生に向けた取組が進展していますが、依然として地域の再生や風評・風化など課題があり、産業・生業の再生を始め生活環境の整備など地域の実情に配慮した対応を支援していきます。

2) 専門職としての自律した判断と実践

- ① 看護職は変化する社会やニーズに合わせて、また、自身のライフイベントや価値観に応じて、仕事と生活の調和を図りながら自律的に学び能力の開発・維持・向上を図り続けることに取組んでいます。
- ② 既存の枠組みや前例踏襲にとらわれない柔軟な発想や価値観（イノベーションを起こす意識）は、新たな未来を開いていくことに繋がります。このような思考を持ち、医療 DX など発展的に変わる社会や医療を取り巻く環境の変化に対し看護専門職として適応力・応用力を発揮していくことが求められます。
- ③ 入院患者や在宅等療養者の状態の変化に応じた必要な医療の提供には、看護職のアセスメントと、それに基づく自律的な対応が重要です。看護職は対象者に起こりうる状態の変化を想定し、対象者の幅広いニーズにタイムリーに対応し、人々の療養生活を支え、対象者にとって最善の状態を守るように取り組んでいます。
- ④ 多様な生き方、働き方、そして考え方が存在する中で、医療と生活の視点の双方を兼ね備えた看護職は予防・療養・看取り、人々の人生のどの場面においても自律した専門職としてのアプローチのできる重要な役割を持ちます。
- ⑤ 限られた人数で質の高いケアを効果的に提供していくためには、他職種の専門性を理解し、それぞれの活動を横断的に把握して、必要なケアを適時適切に提供できるようアセスメントし、医療と生活の視点に基づいて、力を発揮していきます。
- ⑥ 自然災害・新興感染症等の不測の事態において、危機的状況におかれた住民を多職種と協働し住民の心身の健康と生きる力を守り、寄り添いながら専門性を発揮します。

3) キーパーソンとしての多職種との協働

- ① 「予防」「医療」そして「生活（暮らし）」の視点からアプローチできる看護の専門性を持つ看護職は多くの機関に存在していることから、看護という共通の土台に立ち、各機関の要となつて、より効果的な連携を行うことができます。地域の状況を俯瞰し、施設・行政等の垣根を越えて看護職同士で連携し、様々な場で活躍する看護職が結節点となり、組織を超えた多職種をつなぐネットワークづくりに貢献します。また、コーディネート力を磨き、地域の人々の健康な暮らしを支援します。
- ② 看護職は、一人ひとりの意思を最大限尊重しつつ、多職種によるチーム医療、介護や福祉を含む地域包括ケアシステムにおいて、さまざまな連携のキーパーソンとして活躍できるように取り組ん

でいきます。

具体的には、施設・行政等の垣根を超えた看護職同士の連携や他職種をつなぐネットワークづくりへの貢献や地域における看護職・福祉職など多様な職種の専門性と医療とを結ぶキーパーソンとしての活躍、医療に留まらない地域の様々な専門職、専門機関、民間団体、地域住民との連携支援のためのコーディネートです。

4) 持続可能な看護協会組織・経営基盤の強化

- ① 会員数の減少等に伴い、協会の収支決算も厳しい状況が続いています。組織力強化のため、職能団体の意義の理解と入会に向けた活動を推進することが重要です。
入会者の維持・増加に向けた対策を立案・推進するとともに、現状を踏まえた実効性のある収入確保・支出削減に向けた一層の取組みを進めていきます。

3 「ふくしまの看護」実現に向けた戦略

1) 福島県看護協会で行う戦略

(1) 質の高い看護実践のための教育制度改革への対応

- ① 看護師基礎教育の4年制化を進める体制づくり
日本看護協会が示す大学化について大方針という位置づけとし、先ず看護専門学校の4年制化を進める体制づくりを、丁寧に説明しながら行っていきます。
 - ・看護学校連絡協議会との連携の更なる強化
 - ・大学のサテライト化についての働きかけ
 - ・奨学金の利用の推進
 - ・4年間の奨学金の援助への働きかけ
- ② 看護師基礎教育の質の向上
 - ・教育の場で、学生の質の向上に努めるために看護教員養成研修の開催
 - ・保健師助産師看護師実習指導者講習会の継続
 - ・実習指導者と看護教員の交流集会の継続
 - ・新人看護職員が、臨床実践能力を確実なものとするとともに、看護職員としての社会的責任や基本的態度を修得するための教育体制の整備推進

(2) より高い自律性を持った専門職としての活躍

- ① 専門職として自律した判断と実践ができる育成支援
柔軟な発想や価値観が新たな未来を開いていくことを認識し、イノベーションを起こすことにつながるができる土台作りが重要となります。
 - ・医療のデジタル化の中で、ITを活用した看護がめざす姿やそのための準備や課題について考えることができる研修
 - ・情報をリアルタイムに医療・ケアチームで共有するとともに、多職種の専門性を理解し、チームの中心となり役割発揮することにつなげられる研修
 - ・看護支援活動では、連携（住民をはじめ行政や保健・医療・福祉機関等、他機関・他組織との連携、看護職同士の連携）を強化
 - ・専門職として自律性を持って活動するための、生涯学習、専門職としての学習計画を進めるための学習環境の整備
 - ・研修や交流集会等で、生涯学習や専門職としての学習の重要性の周知の強化
 - ・訪問看護等での現場で、従来を超える役割を果たす仕組み・資格について検討と学習会
 - ・看護職はその専門性の向上だけではなく、自律性を高め、自らの判断で適時適切に対応していくことができるようにすることを目指し、以下の研修により育成を強化
 - ・臨床推論（フィジカルアセスメント）の能力
 - ・エンド・オブ・ライフ（人生の最終段階）
 - ・アドバンス・ケア・プランニング：ACP
 - ・グリーフケア

- ② 専門看護師、認定看護師（特定認定看護師）、特定行為研修修了者、ナースプラクティショナー（仮

称)の更なる養成と活用推進

- ・専門看護師、認定看護師(特定認定看護師)は、日本看護協会の「商標登録」であり、看護協会会員でなければ資格取得はできないことについて周知(会員になるメリット)
- ・専門看護師、認定看護師(特定認定看護師)、特定行為研修、ナースプラクティショナー(仮称)の研修機関等についての周知
- ・施設看護管理者に対して、研修や交流集会にて更なる養成と活用推進について啓発
- ・スタッフを対象に、キャリアアップとなる資格について周知し選択肢の一助としてもらう働きかけ
- ・ナースプラクティショナー(仮称)活動の周知

(3) 地域における看護の拠点の確保

- ① 看護協会が看護サービスの拠点をつなぐプラットフォームの役割を発揮する。

地域における看護の拠点の確保、機能の充実のために、「この地域に必要なサービスは何か」を考えて、看護協会は他団体と連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制に努めます。

- ・福島県の特徴であるへき地医療、医療の地域格差の課題に対して、県や関係各団体との連携を強化しモデル事業等を実施
- ・「地域のナースステーション」構想
- ・新しいタイプの看護の拠点づくり
- ・安定経営可能なビジネスモデルの推奨
- ・人々の生活全体をみた支援、多様化するニーズに応えるサービス等、様々な活動の場で自由度高く、独創的なかつ魅力ある看護の創造についての研修や交流集会

- ② 医療と介護の連携を図る

更なる連携強化(住民をはじめ行政や保健・医療・福祉機関等、他機関・他組織との連携、看護職同士の連携)によるネットワークづくりに努めます。

- ・連携により、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の構築
- ・正しく分かりやすい情報やサービスの提供等により、地域住民の健康づくりに貢献することで、県民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める社会環境整備に貢献
- ・「地域における看護活動」を担う看護職と、「地域やコミュニティ全体への健康支援」を担う自治体保健師の更なる協働
- ・積極的に他団体の会議や委員会等に参加して、情報の共有と発信
- ・「訪問看護総合支援センター」による県内の訪問看護ステーションが多世代・多機能に対応したサービス提供の拠点となるよう現状把握・連携や介護分野への取り組み

- ③ 看護職がキーパーソン、コーディネーターとなる看護管理者の育成は重要であり、ネットワークづくり、コーディネートはじめ、看護マネジメントの強化に努めていく。更に、看護職一人ひとりも自覚を持つように育成することが重要となります。

- ・専門性の高い看護師の活躍と、キーパーソンとしての多職種との協働
- ・医療政策の動向の理解、および看護職能団体の看護政策に資する認定看護師、認定看護管理者のリーダーシップの育成
- ・支部活動のとして、「まちの保健室」において多職種協働により更なる健康な生活の実現に向けた地域への貢献

(4) 協会組織・経営基盤の強化

- ① 組織力強化のため、職能団体の意義の理解と入会に向けた活動を推進して、健全な経営基盤の維持に努めます。

- ・職能団体の意義の理解と入会に向けた活動推進
- ・協会入会者の減少をとどめ、更なる入会者の確保
- ・看護学校および施設へ訪問し、専門職能団体についての意義の更なる周知を行い入会促進
- ・会員確保特別委員会の活用促進
- ・入会金、会費、会館維持負担金等の負担軽減についての検討
- ・看護学生の看護学会への参加促進を行い、学生の時から看護協会への関心を促す
- ・SNSの活用など周知方法の検討
- ・更なる収入の確保と経費の削減

- ・効率的な予算執行

2) 戦略を推進するための基盤

(1) 看護職一人ひとりのウェルビーイングの重視

「組織としてウェルビーイングを実装する力」を強化します。

- ・看護職自身が日々の看護実践にやりがいを実感し、心身ともに充実して働ける環境づくりを推進
- ・職場風土の醸成が土台となり、心理的安全性のある職場づくりや「ワーク・ライフ・バランス」実現の更なる推進
- ・看護管理者は要となって看護の現場を牽引し、看護のめざす方向性、管理者としてのビジョンを明確に示し、浸透するように働き続ける
- ・県民に対して社会的理解の浸透のため、看護職の広報活動（看護の日イベント、出前事業）やまちの保健室等の看護職周知活動
- ・DXによる看護業務の効率化を、研修会等で周知し推進

(2) 自己研鑽と主体的なキャリア形成の推進

- ・キャリア中断、高年齢、実践の領域の変更によっても、自身の専門職としての自覚と意欲に応じて様々な場でその力を発揮し続けられるように自己研鑽とキャリア形成に資する環境づくり・整備
- ・質の高いヘルスサービスの提供に向けて、地域や組織における資源の管理、人材育成等すべての看護職においても看護管理の視点を強化し、日々の実践に活かせるように取り組む
- ・訪問看護支援センターが中心となり、訪問看護ステーション、看多機そして居住施設等においても、教育研修制度や自己研鑽の機会の充実
- ・近隣エリアの医療機関や事業所等との連携により、研修の共同実施や人事交流などにより看護職一人ひとりのスキルアップを推進し、地域全体の看護の質を向上
- ・ナースセンターが中心となり、在宅領域の活躍を考えている看護職には、地域のニーズに適した研修の提供や就職先の紹介などきめ細やかな支援

(3) 多様で柔軟な働き方への転換

多様で柔軟な働き方とは、ひとり一人の看護職、そして雇用・管理する側もこれまでの既成概念から離れ、働く人が主体的に時間や場を選択できていくような雇用形態である。そのためには、利用しやすい保育・介護サービスの提供に加え、それぞれの働き方のニーズに対応可能な多様かつ柔軟に働ける環境を整備していくことが重要です。

- ・新しい雇用形態へと意識改革が必要
- ・DXによる看護業務の効率化を推進
- ・労働科学のエビデンスに基づいた負担軽減策をあらゆる医療機関で確実に実施できるように情報発信・看護の役割や価値の明確化を図り、関係者との合意形成、看護に対する社会的理解の浸透を推進し、より質の高い看護の提供に資する政策の実現に貢献
- ・「看護業務負担軽減を実現するための研修」や「看護の価値を説明できる研修」を計画

【参考文献】

- ・日本看護協会「看護の将来ビジョン 2040」（令和 7 年 6 月策定）
- ・ふくしま創生総合戦略（令和 7～12 年度）（令和 6 年 12 月更新（平成 27 年 11 月策定））
- ・福島県人口ビジョン（令和 6 年 12 月更新（平成 27 年 11 月策定））
- ・第 8 次福島県医療計画（令和 6 年 3 月策定）
- ・福島県看護職員需給計画（令和 6 年 3 月策定）
- ・新たな地域医療構想に関するとりまとめ（厚生労働省「新たな地域医療構想に関する検討会（令和 6 年 12 月 18 日）」）
- ・第三次健康ふくしま 21 計画（2024▶2035）（令和 6 年 3 月策定）
- ・福島県こどもまんなかプラン 2025>>>2029（令和 7 年 4 月策定）
- ・自治体保健師と地域の看護職の連携・協働による地域全体の健康・療養支援と仕組みづくり令和 6 年度厚生労働省保健指導支援事業 公益社団法人日本看護協会健康政策部保健師課発行 2024 年 11 月 11 日

令和8年度重点事業

事業方針1：専門職として自律した判断と実践ができる育成支援

- 重点事業１）看護職一人ひとりが柔軟な価値観を持ち自律した看護展開ができる支援
２）看護職の育成支援のための体制整備

事業方針2：働き続けられる職場環境づくりの推進

- ## 重点事業 1) 職場環境づくりの更なる推進

事業方針3：キーパーソンとしての多職種との協働

- 重点事業 1) 在宅療養を支えるための看護職の能力向上
2) 訪問看護総合支援センターの機能向上

事業方針4：持続可能な看護協会組織・経営基盤の強化

- 重点事業 1) 入会促進の強化
2) 健全な経営基盤の維持
3) 研修等管理システムの更なる周知・活用

令和 8 年度事業計画

新：新事業

下線：重点事業

1 教育及び学会等看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）

46,241 千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 2026 (令和 8) 年度研修の枠組み 生涯学習支援計画参照 (1) 専門職としての活動の基盤となる研修 ①看護実践能力 専門的・倫理的法的な実践能力、臨床実践能力、リーダーシップとマネジメント能力 専門性の開発能力 ア 精神疾患を有した入院患者のかかわり方 ～相手を理解し尊重するコミュニケーション～ 新 1-1) ① イ 災害に強い組織をつくる！看護管理者のマニュアル作成のポイント ～現場で使える災害対応の仕組みづくり～ 新 1-1) ③ ウ 明日から始める！あらゆる現場でも実践できる“看護 DX”の第一歩 ～規模・環境に関係なく進められる、現場改善のヒント～ 新 1-1) ④ エ 外来における在宅療養支援能力向上のための研修 3-1) ③ オ フィジカルアセスメントシリーズ 3-1) ④ カ 自己探求から始めるキャリアデザイン ～アセスメントツール深掘り！自分を起点に考える働き方～ 継続新 1-1) ⑥ キ 特定行為普及啓発研修 1-2) ⑤ 3-1) ⑤ ②助産実践能力 ア 助産師交流会（コンセプトケアについて） 継続新 1-1) ⑤ イ マタニティケア能力 ウ ふくしま助産師実践力向上研修等の開催 ③看護管理者を対象とした研修 看護管理能力 認定看護管理者教育課程 ア 認定看護管理者教育課程ファーストレベル 114 時間 イ 令和 7 年度認定看護管理者教育課程ファーストレベルフォローアップ ウ 令和 7 年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル教育課程修了者実践報告会 エ 認定看護管理者教育課程の変更に伴い教育機関としての申請準備 新 1-2) ③ オ 看護職の“学び続ける力”をどう育むか？ ～生涯学習支援計画を踏まえて支援者の視点から考える～ 継続新 1-2) ④ ④受託研修 ア 福島県受託研修 26 件 ・看護職員認知症対応力向上研修での体験型研修プログラム(VR 活用)継続新 1-1) ② ・専任教員養成講習会の開催 新 1-2) ① ・実習指導者講習会の開催 1-2) ② イ 日本看護協会受託研修 なし (2) 教育委員会の開催 年 8 回以内 (3) 認定看護管理者教育課程の企画・運営・評価 ①認定看護管理者教育課程運営委員会の開催 年 8 回以内 ②認定看護管理者教育課程の受講決定及び修了審査	教育委員会 助産師職能委員会 認定看護管理者教育課程運営委員会 教育委員会 認定看護管理者教育課程運営委員会	34,611

事 業 内 容	委 員 会	予算額
2) 看護学会に関する事業 (1) 福島県看護学会開催 (2) 学会委員会の開催 年8回以内 (3) 看護職の学会に関する周知 (4) 看護学生の看護学会への参加 4-1) ② (5) 支部看護研究発表会の推進 (看護研究発表会の開催) 6支部	学会委員会 学会委員会 学会委員会	2,237
3) 教育環境の整備に関する事業 (1) 図書文献等整備、貸出、文献検索の支援 (2) 教育研修管理システムの運用		3,785
4) 医療機関における看護力向上支援事業 (県より受託) ①看護力向上支援事業の拡充 継続新3-1) ②		5,608

2 看護職の労働環境等の改善及び就業促進に関する事業 (公益目的事業)

34,870 千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 働き続けられる労働環境づくりの推進に関する事業 (1) 働き続けられる職場づくりへの支援 ①労働環境改善委員会の開催 (新) 年8回以内 ②「就業継続可能な看護職の働き方の提案」で示された5要因と10項目の更なる理解 ③看護の専門性発揮に資するタスクシフト/シェア推進 ア 看護師特定行為普及啓発研修会 (県より受託) ④交流集会 新2-1) ② ⑤WLB推進事業 (ナースセンター) 2-1) ③	労働環境改善委員会 労働環境改善委員会	943
2) ナースセンター (無料職業紹介所) における看護職等の就業支援・定着の促進に関する事業 (県より受託) (1) 未就業看護職員の実態と就業希望条件等の把握及び看護職員需要施設の把握 ①ナースセンターへの届出努力義務の周知・啓発 ②看護師等の離職時等の届出制度 (とどけるん) による名簿の作成 ③求人登録施設の名簿の作成及び管理 ④求人開拓のための施設訪問・マッチング事業 ⑤相双地区における人材確保への支援 ⑥看護補助者の確保・定着への取り組み (2) 就業に関する相談指導 ①ハローワーク巡回相談の実施 ②ナースセンター・サテライトにおける相談 ③ナースセンター・サテライト・ハローワーク連携事業の実施 ④ハローワーク求人情報のオンライン利用提供 (3) 新しい医学、看護に関する情報の提供 ①看護職の再就業支援研修の実施 ②新興感染症・大規模災害発生等非常時に活躍する応援看護職研修の実施 (4) 看護職の働き方フォーラムの開催 (県受託) (5) 看護職員リフレッシュ研修の開催 (県受託) 2-1) ① (6) 中央ナースセンターとの連携 ①第7次 NCCS による求人・求職情報の登録管理・支援・運用 ②看護職のためのポータルサイト NuPS (ナップス) の周知 (7) ナースセンター運営会議の開催 年1回 (7~8月) (8) 登録看護職及び届出登録者の就業動向調査 年1回 (4~5月) (9) ナースセンター広報活動 (周知活動) ①ナースセンターだよりの発行 年2回・求人情報発行 年4回 ②ホームページ・リーフレット・その他 PR グッズによる広報 ③施設訪問 ④ハーフラッピングバス・戸袋ステッカーバスの運行		33,927

3 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業 (公益目的事業)

5,038 千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 看護業務に関する事業 (1) 保健師職能に係る検討 ①保健師職能委員会の開催 年8回以内 ②保健師・助産師合同職能委員会 年1回 ③保健師・助産師・看護師合同職能委員会 年1回 ④保健師交流集会 年1回 ⑤保健師・助産師・看護師合同交流集会 年1回 ⑥地区別職能委員長会 年1回 ⑦全国職能委員長会 年2回 (2) 助産師職能に係る検討 ①助産師職能委員会の開催 年8回以内 ②保健師・助産師合同職能委員会 年1回	保健師職能委員会 助産師職能委員会	2,926

事 業 内 容	委 員 会	予算額
③保健師・助産師・看護師合同職能委員会 年1回 ④助産師交流集会 年1回 ⑤保健師・助産師・看護師合同交流集会 年1回 ⑥地区別職能委員長会 年1回 ⑦全国職能委員長会 年2回 (3) 病院看護師職能に係る検討 ①看護職能委員会Ⅰ(病院)の開催(新) 年8回以内 ②病院、施設・在宅看護師合同職能委員会 年1回 ③保健師・助産師・看護師合同職能委員会 年1回 ④病院看護師交流集会 年1回 ⑤保健師・助産師・看護師合同交流集会 年1回 ⑥地区別職能委員長会 年1回 ⑦全国職能委員長会 年2回 (4) 施設・在宅看護師職能に係る検討 ①看護師職能委員会Ⅱ(施設在宅)の開催(新) 年8回以内 ②病院、施設・在宅看護師合同職能委員会 年1回 ③保健師・助産師・看護師合同職能委員会 年1回 ④施設・在宅看護師交流集会 年1回 ⑤保健師・助産師・看護師合同交流集会 年1回 ⑥地区別職能委員長会 年1回 ⑦全国職能委員長会 年2回 (5) チーム医療の中での看護業務推進 ①准看護師交流集会 年1回 (6) 交流集会(委員会主催以外) ①新人看護職員の交流集会(県受託) ②専任教員と臨地実習指導者の交流集会(福島県看護学校協議会と共催) (7) 合同委員会	看護職能委員会Ⅰ 看護師職能委員会Ⅱ 労働環境改善委員会	
2) 医療・看護における安全対策の推進に関する事業 (1) 医療安全管理者の人材育成 (2) 医療安全管理者連携支援 医療安全管理者交流集会 年1回 (3) 医療安全推進週間事業の実施 (4) 医療安全推進委員会の開催 年8回以内	医療安全推進委員会	2,112
3) 医療事故調査制度等支援団体に関する事業 (1) 各支援団体連絡協議会への出席 (2) 日本看護協会との連携		0

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 在宅ケアと訪問看護の推進に関する事業 (1) 協会立訪問看護ステーションの運営 ①訪問看護ステーション運営委員会の開催 年1回以上 ②所長会議の開催 月1回 ③訪問看護ステーションの環境整備 ④利用者の拡大 ⑤利用者満足度調査 ⑥職員研修の実施 (2) 訪問看護総合支援センター事業運営(県受託) ①訪問看護の地域への普及・啓発活動の取り組み強化 ②訪問看護管理者研修 3-1) ① ③訪問看護人材育成研修 ④訪問看護に関する情報提供・相談支援 ⑤介護支援専門員との交流集会 新3-2) ① ⑥看護学生及び新人訪問看護師教育に関する事業 ⑦プラチナナース交流事業 ⑧福島県内訪問看護事業所の実態調査 ⑨訪問看護管理者研修修了者フォローアップ研修 (3) 介護保険制度関係情報の提供 ①介護保険制度関連情報の収集・整理・提供(診療報酬・介護報酬) (4) 関係団体との連携支援 ①福島県訪問看護連絡協議会との連携 ②福島県・市町村・国保連・福祉関係事務局等との連携 (5) 日本看護協会・日本訪問看護財団等との連携 ①総会・大会等への出席		64,419
2) 地域における保健・医療・福祉関係各種会議への参加 (1) 各地域における保健・医療・福祉関係の各種会議への出席 6支部で参加		0

事 業 内 容	委 員 会	予算額
3)「看護の心」普及推進に関する事業 (1)看護の日・看護週間事業 ①看護の日・看護週間事業(看護会館みらいにて開催) 新 (2)高校生の一日看護体験(県より受託) ①高校生の一日看護体験の充実		4,690
4)地域保健活動への支援強化に関する事業 (1)普及啓発 ①保健医療に係る普及週月間に関連した情報提供 (2)地域の健康課題に対する多職種連携の強化 ①地域医療・在宅ケア関係者とのネットワークづくりの推進 ②看護力向上支援事業の拡充 継続新3-1)②(再掲) (3)看護実践活動支援(まちの保健室) ①まちの保健室開催 ②担当者連携会議の開催 ③担当者研修会の実施 (4)地域住民、学校等への看護サービス普及推進 ①看護の出前講座の周知及び実施(県より受託) (5)県・団体行事への看護職の協力 ①各種イベント対応		1,697
5)災害看護に関する事業 (1)災害看護支援体制 ①災害看護委員会の開催 年8回以内 ②災害支援ナース交流集会 年1回 ③災害支援マニュアルの周知 ④災害支援ナースハンドブックの見直しと周知 (2)災害支援ナースの派遣体制 ①災害支援ナースの派遣体制の周知 ②災害支援ナースの養成強化 (3)日本看護協会・福島県との連携 ①災害支援ナース養成研修(日本看護協会より受託) ②大規模自然災害発生時や新興感染症の発生・まん延時、要請等に基づく災害支援ナースの派遣調整(県内・県外) ③災害支援ナース派遣調整合同訓練への参加 (4)地域防災活動への協力 ①県・市町村との連携 (5)防災活動・原子力防災活動への参加 ①県防災会議への出席 ②総合防災訓練・原子力防災訓練への参加 (6)県民保護に関する協力への体制づくり ①指定地方公共機関の役割の推進 ア 関係機関会議への出席 イ 災害支援マニュアルに基づく活動	災害看護委員会	910
6)災害復興支援に関する事業 (1)大規模災害時の義援金活動等の実施		0

5 施設の貸与に関する事業(公益・収益目的事業)

76千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 施設の貸与に関する事業 (1) 会館・駐車場管理		76

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業(公益目的事業)

28,694千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 広報に関する事業 (1) 情報提供の充実 ①広報委員会の開催(新) 年8回以内 ②機関紙「協会だより」の発行 年4回 ③ホームページの掲載内容の充実 ④SNSの活用に向けた準備 新4-3)② (2) 社会に対する広報活動の充実 ①マスコミ等への積極的な働きかけ	広報委員会 広報委員会	3,120
2) 施設管理に関する事業 (1) 施設の維持運営 ①施設の設定整備 (2) 機器類の運用管理 ①機器類の維持管理 (3) 施設内清掃管理		25,374

事 業 内 容	委 員 会	予算額
①清掃管理委託 (4) 会館運営管理体制 ①会館運営・維持管理 ②会館維持等負担金事務 ③寄付協力依頼活動		
3) 渉外に関する事業 (1) 県民への保健・医療・福祉に関する情報提供 ①各種ポスター・パンフレットの作成・掲示・配布 ②健康週間行事に関する知識の普及 (2) 関係団体との連携促進 ①関係機関、団体との連携協力 ア 関係機関、団体事業への協力 イ 会議等への出席 ウ 看護職員の派遣、推薦 ②関係機関、団体事業等への共催・後援・協賛の協力 ア 共催 イ 後援 ウ 協賛		200

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業（相互扶助など事業）

1,857 千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 会員の福利厚生…福島県看護協会 (1) 会長表彰 (2) 叙勲及び褒章等各種表彰候補者の推薦 (3) 弔慰見舞 (4) 災害見舞 (5) リフレッシュ事業（ディズニーリゾート利用料補助） (6) 書籍等購入会員特典事業		1,857
2) 会員の福利厚生…日本看護協会 (1) 看護職賠償責任保険制度の理解と加入促進 (2) 年金理解・資産形成支援サービスの周知 (3) 長期収入サポート制度（団体長期障害所得補償保険）の周知 (4) 親子のちから（親介護費用補償特約セット団体総合保険）の周知		0

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業（法人管理）

17,628 千円

事 業 内 容	委 員 会	予算額
1) 円滑な組織運営に関する事業 (1) 諸会議の開催に関すること ①総会 年1回 ②理事会 年6回以上 ③常務理事会 年10回以内 ④推薦委員会 ⑤選挙管理委員会 ⑥研究倫理委員会 (2) 支部との連絡調整 ①支部長会 年2回以内 ②支部運営に関する諸連絡会議 ③看護管理者支部懇談会 (3) 看護管理者との連携 ①ふくしま看護サミット 新年1回 ②看護管理者新春のつどい 年1回 (4) 会員登録に関する管理・運営 ①会員データの活用・管理 ②会員管理システム（ナースシップ）の活用 ③会員証交付（日本看護協会と共通） (5) 協会・事務局運営体制の整備 ①諸規程等の整備 ②各委員会等傷害保険加入 (6) 職員の資質向上と福利厚生 ①看護学会・研修会等の参加 ②職員の研修会参加 ③表彰 (7) 他職能団体との連携（懇談会） ①福島県保健師長会 年1回 ②福島県助産師会 年1回 ③日本精神科看護協会福島県支部 年1回		4,843

事 業 内 容	委 員 会	予算額
④福島県看護学校協議会 年1回 ⑤福島県訪問看護連絡協議会 年1回 ⑥福島県看護連盟 年2回 ⑦福島県医療関係四師団体 年1回 ⑧福島県栄養士会 年1回 ⑨福島県学校保健会看護教諭部会 年1回 ⑩福島県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士 年1回 (8) 日本看護協会諸会議等への出席 ①通常総会・全国職能別交流集会 年1回 ②理事会 年6回 ③法人会員会 年5回 ④地区別法人会員会 年1回 ⑤全国職能委員長会 年2回 ⑥地区別職能委員長会 年1回 ⑦都道府県看護協会健康危機管理担当会議 年1回 ⑧医療事故調査制度に関する情報交換会 年1回 ⑨都道府県看護協会教育担当役員会議 年1回 ⑩都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議 年1回 ⑪ナースセンター事業担当会議 年1回 ⑫都道府県看護協会広報担当役員会議 年1回 ⑬都道府県看護協会図書室担当者研修会 年1回 ⑭都道府県看護協会看護労働担当会議 年1回 ⑮都道府県看護協会政策責任者会議 年1回 ⑯都道府県看護協会会員情報管理情報交換会 年1回 ⑰全国看護基礎教育担当役員会議 年1回 ⑱認定看護管理者教育機関担当会議 年1回 ⑲日本看護サミット 隔年1回 (9) 北海道・東北地区協会との連携 ①北海道・東北地区看護協会長連絡協議会 年1回 ②令和9年度北海道・東北地区法人会員会の準備 新		
2) 組織強化に関する事業 (1) 入会促進の更なる強化 ①会員確保特別委員会の開催 ②看護学校へ訪問し、専門職能団体としての意義の再周知と入会促進 4-1) ① ③非会員の新人看護職員研修受講料及び新人看護職員の交流集会参加費の無償化 ④看護学生の看護学会への参加促進 4-1) ③ ⑤SNSの活用 新4-1) ④ ⑥入会金・会費の見直し 新4-1、4-2) ① (2) 教育研修管理システムの更なる周知・活用 4-3) ① (3) 支部体制の強化 ①支部長会の開催 (5) 日本看護協会通常総会に関すること ①通常総会・全国職能別交流集会への出席 ②代議員・予備代議員の選出(日本看護協会より受託) ③代議員研修会開催(日本看護協会より受託) (6) 会員サービスの充実 ①会員等への情報提供 ア 会員向けの情報提供 ・協会だよりの配布 ・印刷物の配布 ・ホームページ掲載内容の充実 イ 看護系教育機関への働きかけ ・入学式・戴帽式・卒業式への出席と祝電の送付 ・施設訪問、看護協会の専門職能団体としての意義の再周知と入会促進 4-1) ② ②会員の新人看護職員研修受講料及び新人看護職員の交流集会参加費の無償化 ③施設・設備等の改善及び修繕に関する検討 (7) 事務局運営に関する運営会議の開催 (8) 個人情報の保護 ①個人情報の管理 ②マイナンバーの管理	広報委員会	12,785
3) 施設管理に関する事業 (1) 施設の維持管理 ①施設の設備整備 ・省電力設備(照明のLED化)への変更 新4-2) ② ・非常灯等建物設備更新 ②駐車場の管理 (2) 機器類の運用管理 ①機器類の維持管理		0

事 業 内 容	委 員 会	予算額
(3) 施設内清掃管理 ①施設清掃管理委託		
(4) 会館運営管理体制 ①会館維持等負担金事務		
4) 看護協会防災訓練の実施 年2回		0
5) 県民に向けた看護協会の啓発 (1) メディアの活用、各種イベントの参加		0

令和8年度支部事業計画

県北支部

運 営 会 議	1 役員会 7回／年			
	2 委員会			
	1) 教育委員会 7回／年			
	2) 地域看護活動委員会 7回／年			
事 業 計 画	1 研修事業 1) 研修会 1回／年		4 地域看護活動 1) 地域保健活動支援事業（まちの保健室） （1）福島地区 1回／年 （福島刑務所 in 矯正展） （2）伊達地区 1回／年 （3）安達地区 1回／年	
	2 看護研究発表会 1回／年		5 その他 1) 出前講座 2) 他団体との連携 （1）四師会 （2）県北地域保健医療福祉協議会 （3）福島市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 （4）福島市医療安全推進協議会 （5）福島市保健所運営協議会 （6）福島市地域包括ケアシステム推進会議	
	3 懇談会 1回／年			
予 算	収 入 の 部 (単位：円)		支 出 の 部 (単位：円)	
	活動費収入 1, 143, 000		会 議 費	408, 000
			事 業 費	575, 000
			事 務 費	0
			渉 外 費	160, 000
	収入合計 1, 143, 000		支出合計	1, 143, 000

郡山支部

運営会議	1 役員会 8回／年（4月、5月、7月、8月、9月、10月、12月、2月） 2 委員会 1) 教育委員会 2回／年 2) 地域看護活動委員会 1回／年		
事業計画	1 研修事業 研修会 1回／年（ハイブリッド）	4 地域看護活動 1) 地域保健活動支援事業 1回／年 2) まちの保健室 (1) J A農産物直売所愛情館朝日店 6回／年（4月～7月、10月～11月） P T、O T、栄養士協働開催 (2) 徳成寺4月、西泉寺11月 3) 地域イベントへの参加 ふくしま推しの健活2日間 9月 4) 出前講座（県事業） 命の誕生、看護の仕事、受動喫煙教室	
	2 看護研究発表会（ハイブリッド） 日時：2月中旬 場所及び講師：未定	5 その他 1) 広報活動 ホームページ掲載 広報誌発行 1回／年（3月） 2) 組織強化活動 3) 他団体との連携 ・世界禁煙デーイベント 5／30 ・リカちゃんリトルナーススクール （県事業）2日間8月 ・郡山市防災訓練 ・四師会役員懇談会 ・郡山市各種活動参加 介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア推進会議、県中地域在宅医療介護連携推進会議、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会、県中地域保健医療福祉協議会、エンディングノート研究会など	
	3 懇談会 1回／年 自治体保健師と看護管理者の懇談会 講師：郡山保健所		
予算	収入の部 (単位：円)		支出の部 (単位：円)
	活動費収入 971,000	会議費	372,000
		事業費	441,000
		事務費	40,000
		渉外費	118,000
	収入合計 971,000	支出合計	971,000

県南支部

運営会議	1 合同委員会（役員・教育委員会・地域看護活動委員会） 7回／年 2 研究特別委員会 1回／年 3 その他 必要時随時		
事業計画	1 研修事業 1) 研修会 1回／年	4 地域看護活動 1) 地域保健活動支援事業（まちの保健室） 2) 出前講座	
	2 看護研究発表会 1回／年	5 その他 1) 広報紙発行 1回／年 ホームページの取組み 2) 会員拡大活動 3) 他部門との連携 地域医療調整会議 2回／年 医療・介護連携運営検討会 1回／年 介護給付支援に関する審査 1回／年	
	3 懇談会 1回／年		
予算	収入の部 (単位：円)		支出の部 (単位：円)
	活動費収入 1,094,000	会議費	616,000
		事業費	426,000
		事務費	52,000
		渉外費	0
	収入合計 1,094,000	支出合計	1,094,000

会津支部

運営会議	1 役員会 7回／年			
	2 委員会			
	1) 教育委員会 7回／年			
	2) 地域看護活動委員会 7回／年			
	3) 広報活動委員会 7回／年			
事業計画	1 研修事業		4 地域看護活動	
	1) 研修会 1回／年		1) 地域保健活動支援事業（まちの保健室）	
			(1) 南会津地区 1回／年	
			(2) 会津坂下地区 1回／年	
			(3) 会津若松市 1回／年	
	2 看護研究発表会		5 その他	
	1回／年		1) 広報紙発行 1回／年	
			2) 組織強化活動	
			3) 出前講座	
			4) 他団体との連携	
			(1) 会津若松市防災会議	
			(2) 会津若松市国民保護協議会	
			(3) 会津保健福祉事務所	
			①地域医療構想調整会議 2回／年	
			②たばこ専門部会 1回／年	
			世界禁煙デー街頭キャンペーン	
			③難病支援連絡会議 1回／年	
			研修会 3回／年	
			(4) 会津地域リハビリ連絡協議会	
予算	収入の部 (単位：円)		支出の部 (単位：円)	
	活動費収入 1,010,000		会議費	357,000
			事業費	653,000
			事務費	0
			渉外費	0
	収入合計 1,010,000		支出合計	1,010,000

相双支部

運営会議	1 役員会 4回／年 2 委員会 1) 教育委員会 5回／年 2) 地域看護活動委員会 4回／年 3) 広報活動委員会 4回／年		
事業計画	1 研修事業 1) 研修会 1回／年	4 地域看護活動 1) 地域保健活動支援事業（まちの保健室） 3回／年 (1) 南相馬地区 1回／年 (2) 相馬地区 1回／年 (3) 双葉地区 1回／年	
	2 看護研究発表会 1回／年	5 その他 1) 広報誌発行 2回／年 2) 組織強化活動 3) 他団体との連携	
	3 懇談会 1) 看護職責任者 1回／年		
予算	収入の部 (単位：円)		支出の部 (単位：円)
	活動費収入 799,000	会議費	182,000
		事業費	602,000
		事務費	0
		渉外費	15,000
	収入合計 799,000	支出合計	799,000

いわき支部

運営会議	1 役員会 5回／年（役員会3回、役員・委員会合同会議2回） 2 委員会 1) 教育委員会 10回／年 2) 地域看護委員会 4回／年 3) 広報活動委員会 3回／年		
事業計画	1 研修事業 1) 研修会 1回／年	4 地域看護活動 1) 地域保健活動支援事業（まちの保健室） (1) 介護フェア 1回／年 (2) イオンいわき店 4回／年	
	2 看護研究発表会 1回／年（特別講演含む）	5 その他 1) 広報紙発行 1回／年 2) 他団体との連携組織強化活動 ・在宅医療多職種連携会 ・健康いわき 21 推進市民大会 ・いわき男女共生連絡協議会 ・いわき市社会福祉大会 ・いわき市防災会議 ・いわき地域医療構想調整会議 ・市民フォーラム ・いわき医療センター病院経営委員会 ・サンシャインマラソン医療安全委員会 3) 出前講座	
	3 懇談会 1回／年 看護管理者懇談会		
予算	収入の部 (単位：円)		支出の部 (単位：円)
	活動費収入 1,096,000	会議費	586,000
		事業費	497,000
		事務費	0
		渉外費	13,000
	収入合計 1,096,000	支出合計	1,096,000